

## 第4回 小樽商科大学 役員会 議事要旨

日 時：平成19年3月16日（金）13：00から

場 所：学長室

出席者：秋山学長，山本理事（総務担当副学長），中村理事

欠席者：和田理事（教育担当副学長）

### 議題1 国立大学法人小樽商科大学平成19年度年度計画（案）について（資料1）

学長から，国立大学法人法により，年度計画に関する事項のうち，国立大学法人の経営に関するものについては，役員会終了後に開催する経営協議会で審議することとなっており，届け出る時期については，独立行政法人通則法により，3月末日までに主務大臣に届け出なければならないこととなっている。平成19年度の年度計画は，2月20日開催の目標計画委員会で原案を作成し，3月12日開催の教育研究評議会で，経営に関する部分を除き審議して了承を得ている旨発言があった。

次いで，事務局から配付資料1に基づき，概要について（企画・評価室長），予算関係について（財務課長）説明の後，学長から，平成19年度年度計画（案）について提案があり，審議の結果，原案のとおり承認された。

### 議題2 平成19年度予算（案）について（資料2-1，2-2）

学長から，前年度の方針を踏まえ，「第1期中期計画期間中における財政計画」に基づき策定した平成19年度当初予算案について発言があり，事務局（財務課長）から配付資料2-1「平成19年度予算編成方針」と配付資料2-2「平成19年度当初予算（案）」について説明の後，学長から，平成19年度予算（案）についての提案があり，審議の結果，原案のとおり承認された。

### 議題3 就業規則等の一部改正について（資料3-1～3-12・追加資料3-13）

学長から，職員の給与については，国立大学法人法第35条の規定により準用される独立行政法人通則法第63条第3項の規定に基づき，社会一般の情勢に適合したものにするため，平成18年の人事院勧告及び国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正を踏まえ，所要の改正を行うものである旨発言があり，事務局（総務課長）から配付資料3-1から3-13について説明の後，学長から，事務職員就業規則等の一部改正について提案があり，審議の結果，原案のとおり承認された。

**(参考) 一部改正をする就業規則等**

- ①国立大学法人小樽商科大学事務職員就業規則 (資料3-1)
- ②国立大学法人小樽商科大学教員就業規則 (資料3-2)
- ③国立大学法人小樽商科大学非常勤職員就業規則 (資料3-3)
- ④国立大学法人小樽商科大学嘱託職員就業規則 (資料3-4)
- ⑤国立大学法人小樽商科大学再雇用職員就業規則 (資料3-5)
- ⑥国立大学法人小樽商科大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程 (資料3-6)
- ⑦国立大学法人小樽商科大学職員給与規程 (資料3-7)
- ⑧国立大学法人小樽商科大学職員の初任給、昇格、昇格等の基準等に関する規程  
(資料3-8)
- ⑨国立大学法人小樽商科大学永年勤続者表彰規程 (資料3-9)
- ⑩国立大学法人小樽商科大学職員旅費規程 (資料3-10)
- ⑪国立大学法人小樽商科大学職員宿舍規程 (資料3-11)
- ⑫国立大学法人小樽商科大学役員報酬規程 (資料3-12)
- ⑬国立大学法人小樽商科大学職員退職手当規程 (資料3-13・追加)

**報告事項1 平成18年度法人加入保険について (資料4)**

学長から、法人加入保険は、大学で発生する事故・災害等によって生ずる損害や賠償に備えるもので、平成16年度の法人化を契機に加入しているものであり、平成18年度は、想定される危機事象を勘案の上、当該事象に対応する保険の種類及び掛金等を選定し3月5日に開催された危機管理委員会に付議し、了承されたものである旨報告があり、事務局(財務課長)から、配付資料4に基づき具体的な加入保険の内容について説明があった。

**報告事項2 平成17年度余裕金の運用実績について (資料5)**

学長から、本学の余裕金の運用にあたっては、平素より金融情勢の変化や取引金融機関の経営状況等を考慮しつつ、安全かつ効率的に行っている旨報告があり、事務局(財務課長)から、配付資料5に基づき今年度の余裕金の運用実績について、現在運用中のものも含めて説明があった。